

通 報 窓 口

※ 通報できる方は以下のとおりです。

- ・ 県職員（会計年度任用職員、臨時職員、非常勤職員を含む）及び県職員であった者（退職後 1 年以内）
- ・ 県が他の事業者との契約に基づいて事業等を行う場合における当該事業等に従事する労働者及び当該労働者であった者（退任後又は退職後 1 年以内）

内部窓口	外部窓口
総務部人事課行政管理班 TEL : 083-933-2040 FAX : 083-933-2059 メール : naibu.tsuho@pref.yamaguchi.lg.jp	猪俣俊雄法律事務所 弁護士 猪俣 俊雄 〒753-0045 山口市黄金町 5 番 9 号第二法曹ビル 3 階 メール : koeki.inomata@hyper.ocn.ne.jp ※ 通報は、郵便又はメールのみ受け付けています。